

新	旧
○ハワイ諸島産ソロ種パパイヤ生果実に関する植物検疫実施細則 〔昭和47年5月27日 47農政第2552号〕 〔植物防疫所長あて 農政局長〕 最終改正 平成元年3月1日元農政第751号 植物防疫法施行規則別表一の1および2の項のハワイ諸島産ソロ種パパイヤ生果実にかかる植物検疫の実施については、昭和47年5月27日農林省告示第798号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 消毒施設 告示四の生産地における消毒の蒸熱処理施設は、次の条件を満足しているものとする。 (1) 自記記録式の温湿度計が設備されていること。 (2) 自記記録式温湿度計の温度の測定装置は、生果実を積み上げた状態の上部、中部 及び 下部それぞれ1カ所以上の果実の中心温度 並びに 蒸熱処理施設内の1カ所以上の空間温度を測定できるものであること。 (3) 自記記録式温湿度計の湿度の測定装置は、蒸熱処理施設内の1カ所以上の空間湿度を測定できるものであること。 2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 こん包に通気孔を設ける場合は、その通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているものであること。	○ハワイ諸島産ソロ種パパイヤ生果実に関する植物検疫実施細則 〔昭和47年5月27日 47農政第2552号〕 〔植物防疫所長あて 農政局長〕 最終改正 昭和61年11月14日61農政第6357号 植物防疫法施行規則別表一の1および2の項のハワイ諸島産ソロ種パパイヤ生果実にかかる植物検疫の実施については、昭和47年5月27日農林省告示第798号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 消毒施設 告示四の生産地における消毒の蒸熱処理施設またはくん蒸施設は、次の条件を満足しているものとする。 (1) 蒸熱処理施設 ア 自記記録式の温湿度計が設備されていること。 イ 自記記録式温湿度計の温度の測定装置は、生果実を積み上げた状態の上部、中部および下部それぞれ1カ所以上の果実の中心温度ならびに蒸熱処理施設内の1カ所以上の空間温度を測定できるものであること。 ウ 自記記録式温湿度計の湿度の測定装置は、蒸熱処理施設内の1カ所以上の空間湿度を測定できるものであること。 (2) くん蒸施設 ア くん蒸施設の内部の圧力をケロシン液柱50ミリメートルに上げ、5ミリメートルに下がるまでの時間が22秒以上であること。 イ 1分間当りの送风量が、くん蒸施設の内容積の三分の一以上である送風機が設備されていること。 ウ エチレンダイブromaidの気化装置が設備されていること。 エ 前記ウの装置の稼動状況を外部から観察できる窓があること。 オ くん蒸施設の内部の温度を測定できる温度計が設備されていること。 カ 排気口があること。 2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 こん包に通気孔を設ける場合は、その通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているものであること。

新	旧
(2) <u>こん包場所</u> 告示五の(㉒)の<u>こん包場所</u>は、次の条件を満足しているものとする。 ア 消毒施設に接続して設置されており、窓等開口部にはすべて金網が張られている等、ミバエ類の侵入を防止するための設備があること。 イ 消毒済みソロ種パパイヤ生果実の専用<u>こん包場所</u>であること。 ウ 3カ月に1回以上、内部が、殺虫剤で消毒されていること。 3 <u>保管場所及び保管期間</u> (1) 告示六の保管場所は、ホノルル国際空港内の施設であつて、アメリカ合衆国植物防疫機関の指定する次のいずれかの施設とする。 ア 低温施設を具備した2カ所の消毒済みパパイヤ専用保管施設 イ 旅客待合広間に設置されていて、消毒済みパパイヤを陳列し、販売する小売店 (2) (1)の保管場所における保管期間は、消毒の日から8日以内とするものとする。 (3) 上記(2)の保管期間を<u>超えた</u>パパイヤ生果実については、当該こん包の表面に貼付されている植物検疫証票を抹消させるものとする。 4 <u>消毒施設、こん包場所 及び 保管場所の調査</u> (1) 消毒施設、<u>こん包場所 及び 保管場所</u>の調査は、原則としてアメリカ合衆国植物防疫機関の行うこれらの施設 <u>及び 場所</u>の指定のための調査と共同して行うものとする。 (2) 上記(1)の調査は、原則として3カ月に1回以上行うものとする。 5 <u>検査及び消毒の確認</u> 告示三の(㉒)の<u>検査 及び 消毒</u>の確認は、次により行うものとする。 (1) <u>消毒実施の確認</u> <u>蒸熱処理施設内</u>に 積みあげられた生果実の上部、中部 <u>及び</u> 下部の生果実の中心が飽和蒸気により47.2度に達したこと、<u>並びに</u> 生果実の中心温度の測定点が正確であつたこと等を確認すること。	(2) <u>こん包場所</u> 告示五の(㉒)の<u>こん包場所</u>は、次の条件を満足しているものとする。 ア 消毒施設に接続して設置されており、窓等開口部にはすべて金網が張られている等、ミバエ類の侵入を防止するための設備があること。 イ 消毒済みソロ種パパイヤ生果実の専用<u>こん包場所</u>であること。 ウ 3カ月に1回以上、内部が、殺虫剤で消毒されていること。 3 <u>保管場所及び保管期間</u> (1) 告示六の保管場所は、ホノルル国際空港内の施設であつて、アメリカ合衆国植物防疫機関の指定する次のいずれかの施設とする。 ア 低温施設を具備した2カ所の消毒済みパパイヤ専用保管施設 イ 旅客待合広間に設置されていて、消毒済みパパイヤを陳列し、販売する小売店 (2) (1)の保管場所における保管期間は、消毒の日から8日以内とするものとする。 (3) 上記(2)の保管期間を<u>こえた</u>パパイヤ生果実については、当該こん包の表面に貼付されている植物検疫証票を抹消させるものとする。 4 <u>消毒施設、こん包場所および保管場所の調査</u> (1) 消毒施設、<u>こん包場所および保管場所</u>の調査は、原則としてアメリカ合衆国植物防疫機関の行うこれらの施設<u>および場所</u>の指定のための調査と共同して行うものとする。 (2) 上記(1)の調査は、原則として3カ月に1回以上行うものとする。 5 <u>検査及び消毒の確認</u> 告示三の(㉒)の<u>検査および消毒</u>の確認は、次により行うものとする。 (1) <u>消毒実施の確認</u> ア <u>蒸熱処理の場合は</u>、積みあげられた生果実の上部、中部<u>および</u>下部の生果実の中心が飽和蒸気により47.2度に達したこと、<u>ならびに</u>生果実の中心温度の測定点が正確であつたこと等を確認すること。 イ <u>くん蒸の場合は</u>、積みあげた生果実の高さ、生果実の温度、投薬量、エチレンダイブロマイドの完全蒸発、送風機の稼動状況、排気口、扉等の密閉状況<u>ならびに</u>くん蒸時間を確認すること。 <u>なお、くん蒸時間は、エチレンダイブロマイドが完全に蒸発したときから測定するものとし、くん蒸中は常時ガスの循環を行わせること。</u>

(2) 輸出検査の確認

ア 生果実のこん数の5パーセント以上について行い、有害動物 又は 有害植物のないことを確認すること。

イ 前記アの検査の結果、ミバエ類が発見されたときは、ミバエ類が附着した原因についてアメリカ合衆国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒確認を行わないこと。

(3) 検疫証明書

ア 植物防疫官は、前記(1) により消毒が完全に行われたことを確認したとき、及び 前記(2)の輸出検査の確認により有害動物または有害植物が認められないことを確認したときは、次の様式により植物検疫証明書の余白にそれぞれ確認したことを附記するものとする。

区	分	確認者氏名印	3センチメートル
消毒確認	月 日 時		
検査確認	月 日 時		

←10センチメートル→

イ 前記アの確認を行つた生果実が航空携行手荷物として輸送される場合には、植物検疫証明書のほか、各こん包の表面に次の様式による植物検疫証票を貼付させるものとする。

PHYTOSANITARY CERTIFICATE LABEL FOR SOLO—TYPE HAWAIIAN PAPAYA		7センチメートル
Master Certificate No. _____		
Package No. _____		
Date of Disinfection : _____		
Certified by _____ (USDA Inspector)		
Certified by _____ (Japanese Inspector)		

←10センチメートル→

(2) 輸出検査の確認

ア 生果実のこん数の5パーセント以上について行い、有害動物または有害植物のないことを確認すること。

イ 前記アの検査の結果、ミバエ類が発見されたときは、ミバエ類が附着した原因についてアメリカ合衆国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒確認を行わないこと。

(3) 検疫証明書

ア 植物防疫官は、前記(1)のアまたはイにより消毒が完全に行われたことを確認したとき、および前記(2)の輸出検査の確認により有害動物または有害植物が認められないことを確認したときは、次の様式により植物検疫証明書の余白にそれぞれ確認したことを附記するものとする。

区	分	確認者氏名印	3センチメートル
消毒確認	月 日 時		
検査確認	月 日 時		

←10センチメートル→

イ 前記アの確認を行つた生果実が航空携行手荷物として輸送される場合には、植物検疫証明書のほか、各こん包の表面に次の様式による植物検疫証票を貼付させるものとする。

PHYTOSANITARY CERTIFICATE LABEL FOR SOLO—TYPE HAWAIIAN PAPAYA		7センチメートル
Master Certificate No. _____		
Package No. _____		
Date of Disinfection : _____		
Certified by _____ (USDA Inspector)		
Certified by _____ (Japanese Inspector)		

←10センチメートル→

ウ 前記イの場合には、アによる植物検疫証明書又はその写しをあらかじめ横浜植物防疫所札幌支所、横浜植物防疫所成田支所、横浜植物防疫所成田支所羽田出張所、名古屋植物防疫所小牧出張所、神戸植物防疫所伊丹支所、門司植物防疫所福岡支所板付出張所及び那覇植物防疫事務所那覇空港出張所あてに送付させるものとする。

(4) 確認業務

上記(1)及び(2)の確認業務は、原則としてアメリカ合衆国植物防疫機関により行われる検査及び消毒の確認と共同して行うものとする。

6 航空携行手荷物の保管状況の確認

(1) 植物防疫官は、航空携行手荷物の保管状況について、アメリカ合衆国植物防疫機関と共同して次の事項につき確認するものとする。

ア 保管数量と輸出数量

イ 保管期間

ウ 植物検疫証票の抹消状況

エ 低温施設の稼働状況

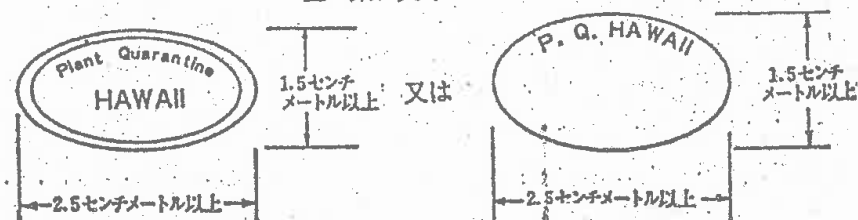
(2) 植物防疫官は、上記の保管状況の確認を円滑に行うため、必要と認めるときは、保管場所を管理する責任者に対し、必要事項を記録させることができるものとする。

(3) 上記(1)の確認は、2カ月に1回以上実施するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、随時に確認することができるものとする。

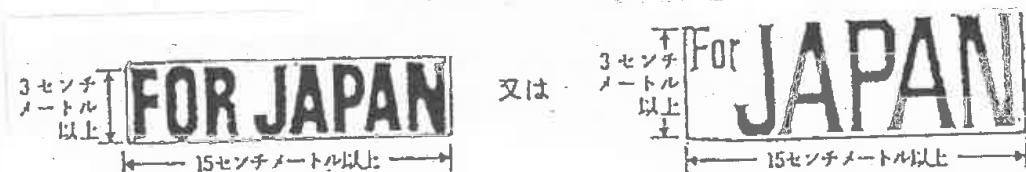
7 表示

(1) 告示七の生果実及びこん包の表示は、それぞれ次の様式によるものとする。

生果実の表示



こん包の表示



ウ 前記イの場合には、アによる植物検疫証明書またはその写しをあらかじめ横浜植物防疫所札幌支所、横浜植物防疫所成田支所、横浜植物防疫所成田支所羽田出張所、名古屋植物防疫所小牧出張所、神戸植物防疫所伊丹支所、門司植物防疫所福岡支所板付出張所及び那覇植物防疫事務所那覇空港出張所あてに送付させるものとする。

(4) 確認業務

上記(1)および(2)の確認業務は、原則としてアメリカ合衆国植物防疫機関により行われる検査および消毒の確認と共同して行うものとする。

6 航空携行手荷物の保管状況の確認

(1) 植物防疫官は、航空携行手荷物の保管状況について、アメリカ合衆国植物防疫機関と共同して次の事項につき確認するものとする。

ア 保管数量と輸出数量

イ 保管期間

ウ 植物検疫証票の抹消状況

エ 低温施設の稼働状況

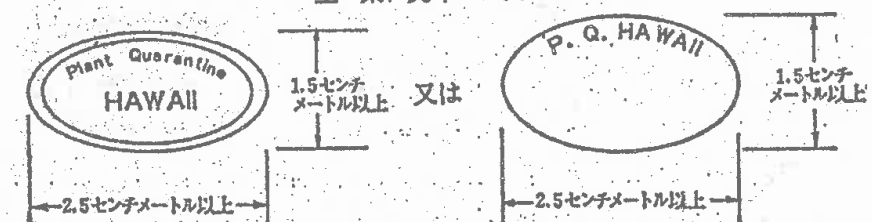
(2) 植物防疫官は、上記の保管状況の確認を円滑に行うため、必要と認めるときは、保管場所を管理する責任者に対し、必要事項を記録させることができるものとする。

(3) 上記(1)の確認は、2カ月に1回以上実施するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、随時に確認することができるものとする。

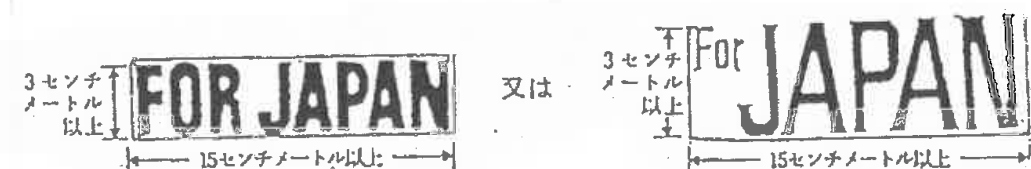
7 表示

(1) 告示七の生果実およびこん包の表示は、それぞれ次の様式によるものとする。

生果実の表示



こん包の表示



新	旧
(2) 航空携行手荷物のこん包の表面には、次の内容を含む和文 <u>及び</u> 英文の注意書きを表示させるものとする。 ア 当該パパイヤ生果実は、日本の飛行場に到着後直ちに植物検疫を受けなければならないこと。 イ その検査前に封印を破ると当該パパイヤ生果実は、輸入禁止されること。 8 輸入検査の場所 輸入検査は、次の港 <u>及び</u> 飛行場の植物防疫官の指定する場所において行うものとする。 (1) 港 : 京浜港、<u>清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、神戸港、水島港、広島港、関門港、博多港、那覇港</u> (2) 飛行場 : <u>新千歳空港、新東京国際空港、東京国際空港、新潟空港、小松飛行場、名古屋空港、大阪国際空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、鹿児島空港、那覇空港、嘉手納飛行場</u> 9 輸入検査 (1) <u>貨物として輸入される場合</u>、輸入検査は、輸入港において当該生果実と添付されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。 (2) <u>航空携行手荷物として輸入される場合</u>、輸入検査は、<u>輸入飛行場において当該生果実と添付されている植物検疫証明書 及び 植物検疫証票を確認して行うものとする。</u> なお、8の(2)に掲げる飛行場のうち、<u>新潟空港、小松飛行場、長崎空港、熊本空港、鹿児島空港及び嘉手納飛行場において、輸入検査を行う場合には、あらかじめ、5の(3)のウに掲げる植物防疫所支所等のうち当該空港の最寄りの所と連絡をとり、当該所に届いている植物防疫証明書又はその写しの内容と当該航空携行手荷物のこん包の植物検疫証票を確認して行うものとする。</u> (3) <u>航空携行手荷物として輸入された場合において、(1)の確認を行ったときは、当該こん包の植物検疫証票を抹消するものとする。</u> (4) <u>告示三の(ウ)の植物防疫官による附記がなされている植物検疫証明書 又は 植物検疫証票が添付されていない場合、告示五の(ウ)の封印のないこん包入りの場合、告示七の表示がなされていない場合若しくはこん包が破損または開ひされている場合には、当該生果実の廃棄 又は 返送を命ずるものとする。</u>	(2) 航空携行手荷物のこん包の表面には、次の内容を含む和文<u>および</u>英文の注意書きを表示させるものとする。 ア 当該パパイヤ生果実は、日本の飛行場に到着後直ちに植物検疫を受けなければならないこと。 イ その検査前に封印を破ると当該パパイヤ生果実は、輸入禁止されること。 8 輸入検査の場所 輸入検査は、次の港<u>および</u>飛行場の植物防疫官の指定する場所において行うものとする。 (1) 港 : 京浜港、大阪港、神戸港、<u>那覇港</u> (2) 飛行場 : <u>千歳飛行場、新東京国際空港、東京国際空港、名古屋空港、大阪国際空港、福岡空港、那覇空港</u> 9 輸入検査 (1) 輸入検査は、輸入港において当該生果実と添付されている植物検疫証明書（貨物として輸入される場合）または植物検疫証明書および植物検疫証票（航空携行手荷物として輸入される場合）を確認して行うものとする。 (2) 航空携行手荷物として輸入された場合において、<u>上記(1)の確認を行ったときは、当該こん包の植物検疫証票を抹消するものとする。</u> (3) <u>告示三の(ウ)の植物防疫官による附記がなされている植物検疫証明書または植物検疫証票が添付されていない場合、告示五の(ウ)の封印のないこん包入りの場合、告示七の表示がなされていない場合もしくはこん包が破損または開ひされている場合には、当該生果実の廃棄または返送を命ずるものとする。</u>

新	旧
(5) 上記以外の輸入検査の<u>手続き</u> <u>及び</u> <u>方法</u>は、<u>植物防疫法施行規則</u>（昭和25年農林省令第73号）<u>及び</u><u>輸入植物検疫規程</u>（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。 (6) ミバエ類が発見された場合は、次により措置するものとする。 ア 当該荷口全量の廃棄 <u>又は</u> 返送を命ずること。 イ 前記アのミバエ類が<u>付着</u>した原因についてアメリカ合衆国植物検疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。	(4) 上記(1)、(2)および(3)以外の輸入検査の<u>手続き</u><u>および</u><u>方法</u>は、<u>植物防疫法施行規則</u><u>および</u><u>輸入植物検疫規程</u>によるものとする。 (5) ミバエ類が発見された場合は、次により措置するものとする。 ア 当該荷口全量の廃棄<u>または</u>返送を命ずること。 イ 前記アのミバエ類が<u>附着</u>した原因についてアメリカ合衆国植物検疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。